

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	議会改革推進特別委員会(第20回)	会議場所	第3委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成25年1月16日(水曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 26 分
出席委員	藤本 田中 酒井 眞継 中村 馬場 吉田 西口 堤		
事務局	藤村次長 阿久根係長 三宅主任 八木		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 開議

藤本委員長 あいさつ

事務局 日程説明

2 検討結果の確認について

< 藤本委員長 >

検討結果表及び前回委員会で委員から要求があった資料を確認されたい。資料はあくまで参考として提供するものである。意見はあるか。

< 委員から意見なし >

< 藤本委員長 >

補足する。12月定例会中に開催された議会運営委員会及び幹事会において、議長及び監査委員は常任委員会に参加しないことが決定された。本委員会ではそれを参考に議会の定数・報酬に関する議論は一旦打ち切る。要望、意見がある場合は今後議運・幹事会の場で議論を求められたい。

< 西口委員 >

議運・幹事会での決定内容について、議長が常任委員とならないことは決定されたが、監査委員については調査が必要とのことで結論していないと認識しているがどうか。事務局への確認を求める。

< 藤本委員長 >

事務局の説明を求める。

< 事務局次長 >

幹事会において議長及び監査委員は常任委員とならないことが決定されている。

< 西口委員 >

法的な調査が必要との見解があったと記憶しているが。

< 藤本委員長 >

事務局の説明を求める。

< 事務局次長 >

調査の内容は任期及び地方自治法改正に伴う委員会条例等の施行日等についてである。

< 西口委員 >

理解した。

< 藤本委員長 >

地方自治法の改正により議員が必ず常任委員とならなくてはならない規定がなくなったものである。

< 酒井委員 >

D - 1、2、3についてはC - 2（定数・報酬）の検討の過程で検討することとなっていたが議論がなかった。別途議論が必要である。

< 藤本委員長 >

D - 1、2、3については後に検討する。

他に意見がなければ前回委員会での検討結果の確認を終了する。

< 委員から意見なし >

3 検討項目の協議について

< 藤本委員長 >

D - 1、2、3についてはC - 2（定数・報酬）の検討の過程において検討することを決定した。C - 2の検討が終了したことにより内包されるD - 1、2、3についても同じく検討が終了したとする事務局の見解があるが意見はどうか。

D - 1、2、3については議運・幹事会・広報広聴特別委員会で検討すべきと考えるが。

< 酒井委員 >

議運等の場で検討されるのならばそれでよいが、項目として残されるかどうかを確認されたい。

< 藤本委員長 >

事務局で考え方の整理を求める。

< 事務局 >

D - 1、2、3についてはC - 2に内包されるので、C - 2の検討終了をもって同時に終了したと整理されるものである。従って本委員会の検討項目となったD - 1、2、3は終了している。

今後、D - 1、2、3と同内容の議論を求めるならば、新たに議論を求める検討項目として別に提案されるべきものとする。

< 吉田委員 >

D - 1、2、3についてC - 2の終了をもって終了したことは理解した。

D - 1（広報戦略）については、広報広聴特別委員会に対して本特別委員会で議論があったことがわかるように残すべき。

D - 2（研修）については幹事会で研修内容の提案として実現されるべきこと。整理されたい。

< 藤本委員長 >

D - 1は広報広聴特別委員会に対して意見があったことを繋ぐ。D - 2は研修内容の要望として会派から提案されたい。D - 3（ICT化）は議運・幹事会で要望されたい。

D - 1、2、3については以上のように整理する。

< 全員了承 >

[D - 5、議員の政治倫理]

< 藤本委員長 >

西口委員からの提案である。パソコンの対応の問題である。提案内容の詳細を記憶していないので事務局の説明を求める。

<事務局>

今年度当初に特定の議員が行ったネット上での情報発信について、議会内で問題視されたことに端を発した内容である。当時の状況から問題を解決するとともに、同様の事象を今後発生させないために強い危機感と決意を持って提案された内容と理解している。しかし提案時にも説明したが、地方自治法の規定との整合、政治倫理条例に規定する審査会の性質等を考慮すると、現在の法制度において提案内容をそのまま実現することは困難と判断されるものである。

<西口委員>

法的な整理は理解できた。問題事案については一義的には現在の法制度の中で対応されるものである。

<藤本委員長>

現在の法制度の中での対応とする。

<全員了承>

[D - 6、陳情・要望の取り扱い]

<藤本委員長>

現在でも参考人による説明や、意見書提出への発展なども可能である。新たな制度を設ける必要性は低いと考えられる。現在の取り扱いのままとする。

<全員了承>

[D - 8、監査委員の任期]

<藤本委員長>

自分が提案した。任期1年で申し合わせているが府下他自治体では任期2年の例が多い。1年では監査委員としての経験と勉強が生かされない。全国でも任期2年の例が多い。しかし、本提案は議運・幹事会で検討可能で、本委員会でも検討すべき内容でなかった。議運・幹事会で検討されることとする。

<全員了承>

[D - 9、理事者との飲食を伴うこん親会]

<藤本委員長>

自分が提案した。市民から誤解を受けないことが目的である。議運・幹事会で徹底いただくことと理解している。条例等の規定が必要なものではない。議運・幹事会に投げかけることとする。

<全員了承>

[D - 10、代表監査の本会議出席]

<藤本委員長>

自分が提案した。府下では本市と他1市以外の全ての自治体で代表監査が出席している。しかし、本特別委員会で検討が必要な内容ではない。議運・幹事会で検討願うこととする。

<吉田委員>

D - 8、監査委員の任期は申し合わせており、申し合わせをした場で検討されることである。D - 9についても本委員会での検討がふさわしくないと理解した。

しかし、D - 10については本委員会で一定議論していい内容なのではないか。個人的には出席すべきと考える。本委員会として結論し議運等へ申し送られたい。

< 藤本委員長 >

意見はあるか。

< 西口委員 >

他市の状況はどうか。事務局で調査したか。管外視察での状況からそれほど多くないと感じるが。

< 事務局次長 >

特に調査はしていない。また、出席されることとなれば本会議場の機械設備の課題も生じる。

< 藤本委員長 >

席を常設しない。必要に応じて出席を求めるとする。現状どおりである。

< 全員了承 >

< 堤委員 >

D - 9の結論を再度確認したい。提案内容からすれば議員が市職員の飲食代を負担して会食しているように読める。そのようなことは倫理以前の問題であり許されないことであるのは言うまでもない。しかし、会費制により会食等の場を持ち様々に意見交換等を行うことは問題ないのではないか。議員が行う活動の一部として疑問を持たれるようなことはない。委員長はどのような内容として幹事会等に申し送るつもりなのか。会食の場で議員から不正に圧力をかけるようなことが行われていると誤解されるならば非常に問題である。委員長において十分整理されたい。

< 馬場委員 >

本委員会で議論する内容ではない。

< 吉田委員 >

本委員会での課題ではないと考える。しかし、市民に誤解を与えないように注意すべきとする点は重要であり、その点は議員相互に確認されたい。それ以上の内容は個人、会派の考え方にもよるであろう。

< 藤本委員長 >

市民に誤解を与えないことを主眼に提案した。堤委員指摘の内容は当然のことである。それ以上の内容は議員個々の考え方である。議運への報告は誤解を与えないよう注意喚起をはかることである。規制を設けようという意味ではない。議運への報告についても必要なければ提案自体を取り下げるが。中村委員の意見を求める。

< 中村委員 >

本委員会で議論すべき内容でない。提案者である委員長が提案を取り下げる意向であるならばそのようにされることでよいのではないか。

< 藤本委員長 >

提案に深い意味はなく誤解を与えないよう注意を喚起することが目的であった。あたりまえの内容である。D - 9は提案を取り下げる。

< 全員了承 >

[D - 11、パソコン等規制強化]

< 藤本委員長 >

多くの議員がPC、Twitter等を活用している。議員個人の自覚の問題である。議運・幹事会へ申し送るまでない。議員である以上市民より早く知る権利があるので当然に守秘義務もある。得た情報全てを公開していいわけではない。個人の自覚に任せるのであれば提案を取り下げるが意見はあるか。

<馬場委員>

情報公開条例と個人情報保護条例は対を為すものである。個人情報保護条例において電子化された情報に対する取り組みが遅れている部分があれば検討すべきである。個人情報保護条例について研究する場が必要である。事務局で検討が必要である。

<堤委員>

過去に問題が生じたことがあった。議会内で議員としての立場で知り得た情報の取り扱いについて一定の基準等の検討も必要とも考える。倫理条例にも関わる問題である。

<藤本委員長>

現在の政治倫理条例で対応できるのか。新たな規定を設ける必要があるのか。事務局の説明を求める。

<事務局>

D-5と同様の課題であると考えており、現在の法制度において提案内容をそのまま実現することは困難と判断されるものである。また、議員に課せられる守秘義務とは通常は秘密会の議事を指すことになる。しかし、本提案で問題とされているのは秘密会に関する守秘義務以前の基本的なことに対する課題であると推測する。従って規定を設けて対応する性質のものではないと考える。

<吉田委員>

D-5と同様の課題があると認識している。個人の自覚で対応ということになる。幹事会是非公開であるのでその議事は無制限に公開されるべきでないことは当然である。罰則を設けることは難しいであろう。また、表現の自由との関係もあろう。幹事会等で情報の取り扱いについては徹底されたい。最終的には議員個人の責任とされることである。

<眞継委員>

提案時の委員長の思いとしては年度当初に生じた問題事案を念頭においてのことであった。SNSをはじめとする情報ツール全てを害悪視し規制を強めることだけが解決の方法とは考えていない。最終的には議員の資質の問題であろう。従って提案された文面そのままでは意図が十分反映されていないと考える。さらに馬場議員から指摘の個人情報保護条例の課題は本検討項目とは別の提案であると理解した。

<藤本委員長>

守秘義務のあるものについて議員個人が無制限に発信することを憂慮したことからの提案であった。議員の自覚の問題とする意見も多かった。そのとおりであり各議員が自覚すべき内容である。提案を取り下げる。先般と同様の問題事案が生じればその時に議運等でピシッと対応していただくこととしたい。

<全員了承>

<藤本委員長>

本委員会では検討すべき項目は全て終了した。

< 吉田委員 >

A - 10 (議会HPの独自設置) については市HPのリニューアルの状況を見て再度検討することとしている。B - 2 (予算・決算審査) も一定結論しているが引き続き検討ともしている。B - 1 (会期の見直し) も含め本委員会で再度検討してはどうか。

< 藤本委員長 >

提案の項目の議論は議運等で検討を継続することが可能である。本特別委員会としては一定の結論をしているということで理解いただきたい。

< 堤委員 >

議会改革の内容を市民に理解してもらうことが重要。井の中の蛙に終わってはならない。市民から評価されるべき。各委員はどのように考えているのか。

< 藤本委員長 >

改革項目の検討目的は議会改革度ランキングの上昇が目的ではない。本委員会での取り組みの成果を委員長報告として本会議の場で発表し、市民への広報も検討していきたい。

< 堤委員 >

市民が最も関心を持っているのが定数・報酬である。本委員会では結論できていない。議会の中身のみの改革でその他のことに着手しないなら市民の信頼を損ねる。市民感情を十分に理解しなければならない。残り任期2年でしっかり結論すべきでそのことは市民にも知らしめるべき。

< 吉田委員 >

報酬・定数削減を求める市民の意見があることは理解している。しかし、その意見は間違いであると考えている。間違っている意見に議会が合わせる必要はない。議会の仕事が理解されるよう伝えること、つまり広報戦略が重要。それらの結果として選挙によって議員が選ばれるわけである。間違った民意に合わせる必要はない。

< 藤本委員長 >

本委員会では現状のまま結論した。議運等では議長及び監査委員が常任委員とならないことが決定された。議運、幹事会において市民説明できるように発表してもらいたいことを伝えたい。

委員長報告でも一定の方向性は明確にしたい。

4 次回の日程及び協議項目について

< 藤本委員長 >

検討項目は全て結論した。委員長報告をまとめ本委員会を終了する。

< 全員了承 >

< 藤本委員長 >

委員長報告については正副委員長で案を作成し次回委員会で確認を願う。次回委員会の日程は追って連絡する。

< 全員了承 >

5 その他

< 藤本委員長 >

委員会の終了にあたり副委員長があいさつを行う。

< 田中副委員長 >

次回委員会でまとめを行い本会議での委員長報告を持って本委員会を終了することを決定いただいた。しかし、今後も様々に改革、改善が必要な課題が生じてくるであろう。その際にはそれぞれの立場で十分議論願う。長期に渡る委員としての活動に感謝する。

散会 ~ 14 : 26